

2009年10月26日

東京都立中央図書館
館長 松田 芳和 様

特定非営利活動法人共同保存図書館・多摩
理事長 座間 直壯

都立多摩図書館で所蔵していた地域資料等の処分について（要望）

私ども特定非営利活動法人共同保存図書館・多摩は、「利用のための資料保存」をめざし、多摩地域での共同保存システムを提案しながらその実現に向けた取り組みを行なっております。

東京都市町村立図書館長協議会にも協力し活動が続けていますが、先般、10月9日付で都立中央図書館長から市町村立図書館長に宛てられた文書において、都立多摩図書館が所蔵していた地域資料等が再活用資料として、各図書館に引き取り依頼がされていることを知りました。

このことについて、私どもは大きな衝撃を受けるとともに危機感を持っております。

今回対象となっている地域資料等は、一括で揃っていることに大きな意義があります。旧都立青梅図書館が行政郷土資料センターとして業務を開始以来、市町村図書館関係者及び発行者の協力を得て収集整理を進めてきたものであり、既に、都立多摩図書館から搬出され利用できなくなったことにより、多摩地域の住民にとっては地域資料の利用に困難を感じているところです。それを引き取り手がない場合には、処分することになるのであれば、都民の貴重な財産が消滅することになり、多摩地域の都民への格差助長にもつながりかねません。

都立図書館で複本になっている資料であったとしても、想定されている災害等を踏まえ分散保存しておくことを考えるのが都立図書館の重要な責務です。

今日、地域を知る資料の重みはますます高まっています。2006年に文部科学省から出された『これからの図書館像－地域を支える情報拠点をめざして』の中でも“地域の課題解決”への図書館の役割が謳われ、地域に根ざした図書館行政のあり方を提案しています。先人たちが残してくれた貴重な資料は、今後の多摩地域の発展に大きく寄与するものです。そしてその資料を保存し、いつでも提供できるようにしておくこそ図書館の使命だと考えています。

このようなことから、私たちは、以下のことを都立図書館に強く要望いたします。

- (1) 地域資料という希少性が高く、地域を考える上で重要な資料を性急に処分しないこと。
- (2) 今回の処分を撤回し、対象となっている地域資料を一括して都立多摩図書館等に戻し、今後もその収集、整理を継続しながら、都民が多摩地域で利用できるようにすること。
- (3) 「『都立図書館改革の具体的方策』における相互貸借の促進と協力貸出の見直しについて（第二次まとめ）」で都立図書館自身が述べているように、都内公共図書館が、共同保存システムを含めた資料保存に対する方針を共に検討し、先人が残してくれた知的財産をだれもが、将来にわたって利用できるような仕組みづくりに速やかに着手すること。

以上、住民の貴重な財産である図書館資料の保存と提供を切に願い活動している団体として強く要望いたします。